

2018/11/29 19:44 現在の情報です。

これは閉鎖された登記簿です。

東京都新宿区西新宿七丁目8番11号美笠ビル6階
有限会社クラリスエンターテイメント

会社法人等番号	0111-02-028247	
商号	有限会社クラリスエンターテイメント	
本店	東京都新宿区西新宿七丁目8番11号美笠ビル6階	
公告をする方法	官報に掲載してする	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
会社成立の年月日	平成18年2月27日	
目的	1. 芸能プロダクションおよびモデルプロダクションの経営 2. 各種イベントの企画、制作、興行 3. インターネットを利用した通信販売業務、広告業務および各種情報提供サービス 4. 有料職業紹介事業 5. 労働者派遣事業 6. 俳優等芸能タレントの養成および育成教育の経営 7. コンパクトディスク、音楽テープ、レコード、DVD、ビデオ、映画、放送番組の企画、制作、配給、販売、および輸出入 8. 書籍、雑誌等出版物の企画、制作ならびに販売 9. タレントおよびモデルのマネジメントおよびプロモート業務、幹旋業 10. 映画、音楽等著作物の輸出入、販売、配給および管理 11. キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物の画像をつけたもの）の企画および著作権、商標権、意匠権の管理業務 12. 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律に基づく施設の運営 13. 前各号に付帯する一切の業務	
出資1口の金額	金5万円	
発行可能株式総数	60株	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 60株	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
資本金の額	金300万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合においては当会社が承認したものとみなす。 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記	
役員に関する事項	東京都町田市金森651番地5タウン・ヴィレッジB-102 取締役 宗 像 幸 彦	
登記記録に関する事項	設立 平成18年2月27日登記 平成18年11月1日東京都渋谷区鶯谷町7番1号渋谷マンション303に本店移転 平成19年4月9日登記 平成19年4月9日閉鎖	

*下線のあるものは抹消事項であることを示す。